

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（364）」

2. 日時：平成28年4月22日 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、宇田川原子力規制専門職、江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、小林（貴）安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員、薄井廃止措置専門官

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他13名

電源開発株式会社：設備技術室 設備保安タスク

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副部長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ主任

中部電力株式会社：原子力本部原子力部 設備設計グループ課長 他3名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震建築） 他1名

5. 要旨

（1）東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○減衰定数取得試験において、使用済燃料プール内のラックのうち、どの範囲を試験対象としているのか、スケール効果も含め説明すること。

○6号炉についても、設計用減衰定数を7%としていることの妥当性について試験結果を用いて説明すること。

○ラック頂部最大応答加速度と減衰定数の関係において、どのようにデータ処理をしてプロットしているのか説明すること。

○ラック頂部最大応答加速度と減衰定数の関係において、加速度の小さい範囲で減衰定数が7%を下回っていることの妥当性を説明すること。また、弾性設計用地震動 S_d に対して適用することの妥当性についても説明すること。

- ラック頂部最大応答加速度と減衰定数の関係の減衰定数の試験結果において、基準地震動 S_s による燃料ラック頂部の加速度が試験で確認された範囲を超えることから、基準地震動 S_s への適用性について説明すること。
- ラック頂部最大応答加速度と減衰定数の関係の試験結果から、減衰定数7%を採用したプロセスを説明すること。
- 水及び燃料体の体数が減衰定数に与える影響の評価に用いた試験条件から、燃料体の装荷率が小さくなると減衰定数は小さくなる傾向があることから、燃料体の装荷率に関わらず設計用減衰定数7%が適用出来ることの妥当性を説明すること。
- 燃料ラックと実物大試験供試体の主要諸元の比較について、ラックセルと燃料集合体との隙間を実機よりも小さく設定することにより、保守的な減衰定数が求められる根拠を説明すること。
- 燃料ラックと実物大試験供試体の主要諸元の比較について、ラックセルと燃料集合体との隙間の設定根拠を説明すること。
- 減衰定数評価結果において、掃引加振か半波加振かの試験方法依存性を考慮する必要性の有無について説明すること。
- 半波試験と正弦波試験が比較可能か説明すること。

(2) 東京電力より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について
(補足説明資料)